

## 第16回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 平成27年10月21日 午前10時
- 2 場所 滝沢市役所 4階 中会議室
- 3 日程
  - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
  - 日程第 2 会期の決定について
  - 日程第 3 業務報告について
  - 日程第 4 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について
  - 日程第 5 議案第2号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について
  - 日程第 6 議案第3号 農地等の買受適格証明願いに対する可否の決定について
  - 日程第 7 報告第1号 第3回総務小委員会の報告について
  - 日程第 8 報告第2号 第6回農政小委員会の報告について
  - 日程第 9 報告第3号 農地法第3条の3第1項に基づく届出の確認事務報告  
について
  - 日程第 10 報告第4号 農地転用届出の確認事務報告について
  - 日程第 11 報告第5号 農地転用を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告  
について
- 4 出席委員
  - 1番委員 大森 泰英
  - 2番委員 金崎 修一
  - 3番委員 鈴木 文雄
  - 4番委員 工藤 肇
  - 5番委員 井坂 義信
  - 6番委員 菊地 和夫
  - 7番委員 齊藤 文一郎
  - 8番委員 新田 義修
  - 9番委員 鈴木 学
  - 10番委員 西村 秋良
  - 11番委員 小山田 栄一
  - 12番委員 小森 アツ子
  - 13番委員 中村 奈々子
  - 14番委員 齊藤 新一
  - 15番委員 三上 榮
  - 16番委員 齊藤 實
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のために会議に出席したもの
  - 農業委員会事務局 局長 長嶺正治
  - 〃 総括主査 武田裕雅
  - 〃 主査 海老澤愛

開会時刻 平成27年10月21日 午前10時

議長 只今の出席委員は16名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

これより、第16回滝沢市農業委員会総会を開催いたします。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。議事録署名人につきましては、2番金崎修一委員及び3番鈴木文雄委員を指名します。

書記には、事務局の武田総括主査と海老澤主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮り致します。本総会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

長嶺事務局長 (第15回総会開催後の業務を報告する)

議長 議事に入ります。日程第4議案第1号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤主査 今回の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の案件は、利用権貸借の案件が1件です。

それでは、整理番号1番について説明させていただきます。議案書4ページをご覧ください。

(以降議案書を朗読説明)

以上について補足説明いたします。

以上の内容は、議案書5ページからの調査書に記載されているとおり経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査については、6番菊地和夫委員、8番新田義修委員、9番鈴木学委員が行っておりますので、本案件の現地調査報告は8番新田義修委員にお願いします。

8 番新田委員 それでは、私のほうから 10 月 15 日に現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

現地は、全体として広く農地として活用されておりました。

全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回申請の譲受人の方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

これらのことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

以上で、議案第 1 号 整理番号 1 番の調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第 1 号、農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号について原案のとおり決定しました。

日程第 5 議案第 2 号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

武田総括主査 今回の農地法の適用外証明願の案件は、3 件です。

それでは、整理番号 1 番から説明させていただきます。議案書 7 ページをご覧ください。

(以降議案書を朗読説明)

以上について補足説明いたします。

農地として利用されなくなつてからの年月ですが、整理番号 1 については 26 年、整理番号 2 については 44 年、整理番号 3 については 41 年とかなり年数を経過しております。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査は、整理番号 1 については、6 番菊地和夫委員に、整理番号 2 から 3 については 9 番鈴木学委員にお願いします。

それでは、6 番菊地和夫委員をお願いします。

6 番菊地委員 それでは、私の方から議案第 2 号整理番号 1 について現地調査報告をいたします。

位置的には、篠木小学校から南東へ約 1.5 キロメートルのところにあります。

申請地は農地や宅地に囲まれた小面積の農地となっております。

申請の理由は、亡くなった夫が自分の母親の介護のため滝沢市に住んでいましたが、小面積の農地であり機械による耕作も出来ないことから、平成元年頃から耕作放棄状態になり、現在に至ったとのことです。

夫の財産を相続するにあたり、今後農地として利用できる見込みもないことから農地法の適用外証明を願い出たとのことです。

調査の結果、日照については支障なく、被害防除についても影響が少なく、問題がないものと見受けられました。この地域は、区画整理もされていない地域で田に行く道路もない状況でした。また、畑は河川敷の堤防の裏にありまして、それこそ耕運機でも稼がれないような小さな土地でありました。

以上で報告を終わります。

議長 続いて9番鈴木学委員をお願いします。

9番鈴木委員 それでは、私の方から議案第2号整理番号2、3について現地調査報告をいたします。

位置的には、一本木小学校から南東へ約500メートルのところにあります。

申請地は原野や宅地に囲まれた小面積の農地となっております。

整理番号2の申請理由は、昭和46年に権利を取得しましたが、不在市地主ということもあり、当初の計画どおり営農ができず現在に至ったとのことです。

整理番号3の申請理由は、昭和49年に権利を取得しましたが、資金援助を受ける予定であった父が死亡したことにより、そのままの状態で開催に至ったとのことです。

現地は耕作放棄の状態で山林化が進み、今後農地として利用できる見込みもないことから農地法の適用外証明を願い出たとのことです。

調査の結果、日照については支障なく、被害防除についても影響が少なく、問題がないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

15番三上委員 確認ですが、大釜の部分については進入路が無かったり、河川敷で農地が小さく仕方ないと思いますが、一本木の部分については、地図で見ますと隣に宅地が有ったり田んぼ有ったりで、今後の利用的なもので大丈夫でしょうか。

武田総括主査 整理番号2については、山林の状態で使用したい意向と伺っています。この土地の件で何かあれば私に来るので、近くの所有者に売却したい希望を持っています。整理番号3については、地図をご覧になっていただければ分りますが、西側に家が何件か建っていますが、この内の一軒の家を相続したのですが、家に入る為の公の道路が無いことが判明したため、国道282号線から直接入るための道路にする計画と伺っています。今までは、第三者の土地を了解を得て通行していましたが、いつまでもそのようなことが出来ないとして計画したと伺っています。

15番三上委員 進入路として使用するの理解できます。山林として使用する計画で近所の方に売買するというのですが、これが高くならなければいいなと思いますが。

武田総括主査 現場に行ってみれば分ることですが、申請地の南側も山林状態です。今回、進入路として使用したい方が境界を確認したいとして、隣接所有者に立会いを求めたところ、登記地目が農地であることが分り、道路として使用したい方に売却する計画と伺っております。

議長 そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議長 それでは、質疑を終了してこれより採決に入ります。  
議案第2号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第2号について原案のとおり決定しました。  
日程第6議案第3号、農地等の買受適格証明願に対する可否の決定についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

武田総括主査 農地等の買受適格証明願に対する可否の決定について説明します。議案書の9ページをご覧ください。

(以降議案書朗読説明)

この案件は、今年の6月に、盛岡地方裁判所から農地等の照会があり、農業委員会として農地と判断して回答した案件になります。市街化区域内にある農地ですが、今回農地としての買受適格証明願は無く、宅地化としての申請が3件なされております。農地として申請した方が、総会後の証明書発行となることから不利益が発生すると判断し、議案として上程させていただきました。今後は、市街化区域内農地の転用届出と同等の事務処理をさせていただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告については、第12回農業委員会総会、報告第8号において報告済みですので、省略しております。

これより質疑に入ります。

1番大森委員 競売についてよく理解していないので伺いますが、入札期間が11月4日から11月11日までなのですが、願出人の方が所有者ですか。

武田総括主査 非農地の競売であれば、買受申出保証金を納入して入札参加となります。

今回の場合は、登記地目が非農地に対し現況地目が農地となっております。このことから、農地の場合は農業委員会の証明が必要となります。それがこの買受適格証明願となります。また、登記名義人は従前のままとなっております。このように、農地から農地として入札する場合と農地から非農地の場合も買受適格証明願が必要となります。

1 番大森委員 まだ、落札人が決まらないうちに願出人の名前が出で来るのはどうなのかなど。私もまだ競売の仕組みを理解していませんがどうなのかなと思います。

武田総括主査 今回の買受適格証明願は、競売に参加する資格を得るために、農地ということで農業委員会に証明願を出したものです。この中から、最高額で落札した方から農地法第5条に基づく届出を出していただき、受理通知書を交付することになります。

これにより、入金を確認できた段階で所有権移転登記が出来ることとなります。これは、農地から農地への競売でも同じこととなります。つまり、競売に参加したいのですが、この方は適格者なのか農業委員会が確認し、証明書を発行し、そのうえで入札に参加して最高額で落札した方が、農地の場合は農地法第3条の許可申請書の申請となりますし、今回の場合は市街化区域内農地の宅地化ですから農地法5条の届出という流れになっております。

1 番大森委員 願出人が複数の場合もあるわけですか。複数の願出人が出た時に、農業委員会で代表者を決めるわけですか。

武田総括主査 願出人については、申請の要件が満たされていれば何方でもなれます。農業委員会の役割については、農地法第3条での権利移転を参考にご説明しますが、申請のある方は農業者としての要件を満たしているのか審議をして、その結果適格者なのかどうか判断します。今回の場合は、宅地化に対する案件ですので、農地法第5条の届出の審査基準に基づき審査し適格者なのか判断し証明することになります。落札した方から、農地法第3条の許可申請、農地法5条の許可申請又は届出があった場合は、事務局長専決により処理を行うことを総会で議決を受けるよう指導がなされています。

願出人の数は何人でも構いませんが、農業委員会で代表者を決めることはありません。

議長 そのほか何かありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了してこれより採決に入ります。

議案第3号、農地等の買受適格証明願に対する可否の決定について、また、今後、同じ場所で農地等の買受適格証明願が提出された場合は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の事務処理と同等の処理をすることについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第3号について原案のとおり決定しました。  
日程第7報告第1号、第3回総務小委員会の報告について、総務小委員長は議長を兼ねておりますので、三上総務小委員会副委員長より報告させます。

15番三上委員 (議案書朗読説明)

議長 日程第8報告第2号、第6回農政小委員会の報告について、小山田農政小委員長より報告していただきます。

11番小山田委員 (議案書朗読説明)

議長 日程第9報告第3号、農地法第3条の3第1項に基づく届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地法第3条の3第1項の規定による届け出の確認事務報告について報告します。案件は2件です。

(以降議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 日程第10報告第4号、農地転用届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地転用届出の確認事務報告は農地法第4条によるものが1件、農地法5条によるものが3件で合計4件となります。

(以降議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 日程第11報告第5号、農地転用を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地転用を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について報告します。

案件は1件です。

(以降議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。これをもって第16回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 平成27年10月21日 午前10時40分

議長

会議録署名人 2 番委員

会議録署名人 3 番委員

これは原本である。

平成27年10月22日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 實